



過積載 お断り!!

違反車両取締強化!

過積載とは、道路運送車両法による自動車の最大積載量（自動車検査証に記載されている最大積載量）を超えて貨物等を積載し運行する違法行為です。



道路や橋などを劣化させる

過積載車両の走行は、道路に過大な荷重をかけるので、舗装や橋を劣化させ、道路構造物の寿命を短縮します。その結果、道路補修費の増大をもたらします。

騒音・振動・排気ガスを増大

過積載車両の走行は、エンジンや車体に過大な負担をかけるため、騒音、振動、排気ガスを増大させます。これらは、沿道の環境を著しく悪化させます。また、周辺住民に対しても迷惑等を与えます。

過積載は **事故** **環境悪化** **道路破損** のもと



過積載に起因する事故

過積載による走行は、制動距離が長くなる、走行バランスが悪くなるなど、交通事故発生の大いなる要因のひとつです。

また、大型車両による過積載の交通事故は、重大事故の可能性が高く、ひとたび事故が起これば多数の被害者を発生させます。

道路法では

道路や橋の保全や交通安全のため、車両重量等の限度を車両制限令で定めています。この制限を超える車両は道路を通行できません（第47条）。違反した場合は、罰金又は懲役が科せられます。

過積載をなくすために

首都高速道路では、警察や関係機関と合同で、重量違反車両の撲滅に向け取り締まりを強化しております。

首都高速道路では、各料金所における機械取り締まりと、人的取締を行っておりますが、人的取締を実施中に、料金所にて交通業務員から停車のお願いがあった際は、安全確保の観点から現場の指示に従っていただきますよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

道路緊急ダイヤル



事故・故障・落下物等発見したら

#9910

首都高は、1を選択してください。

※ 道路交通法により運転中の運転は禁じられています。
自動車等の安全を確保し、事故を減らす。

事故・故障・落下物・道路損傷等、緊急事態の際は、
道路緊急ダイヤル「#9910」や
非常電話をご利用の上、通報をお願いします。

